

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
隣保館運営費補助金	隣保館運営費等	基準額	1/2	1/4	1/4		△	地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱及び健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課 （県民生活部総務課）	—	民生費・社会福祉費	經常特定
人権文化県民運動推進補助金	人権啓発に要する事業費	基準額		1/3	2/3		×	健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課 （県民生活部総務課）	—	民生費・社会福祉費	經常特定
人権啓発活動地方委託費	人権啓発事業委託	啓発に必要な事業費	10/10				△	人権啓発活動地方委託要綱	人権推進課 （県民生活部総務課）	—	民生費・社会福祉費	經常特定
社会福祉施設等施設整備費補助金 隣保館施設整備費補助金	施設整備費 ・創設・改築等 ・大規模修繕等	基準額	1/2	1/4	1/4		△	地方改善施設整備費補助金交付要綱及び健康福祉部補助金交付要綱	人権推進課 （県民生活部総務課）	一般補助施設整備等 事業債	民生費・社会福祉費	臨時特定
乳幼児等医療費補助及び事務費補助金	9歳に達する日以降の最初の3月31日を経過していない乳幼児等	(1)乳幼児医療費の助成に必要な扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・児童福祉費	經常特定
母子家庭等医療給付事業費補助金	・18歳に達する年度の末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父及びその児童 ・遺児（年齢は同上）	母子家庭等医療費の助成に必要な扶助費 【財政力指数（3カ年平均）】 ■1.0超 ■0.64超1.0以下 ■0.37超0.64以下 ■0.37以下		1/3 2/5 1/2 2/3	2/3 3/5 1/2 1/3		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—		經常特定
重度障害者医療費補助及び事務費補助金	・重度身体障害者身体障害者福祉法による障害程度1級及び2級 ・重度知的障害者（児）療育手帳A判定 ・重度精神障害者精神障害者福祉保健福祉手帳1級	(1)重度障害者医療費の助成に必要な扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
高齢期移行助成事業補助及び事務費補助金		(1)高齢期移行者医療費の助成に必要な扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
高齢重度障害者医療費補助及び事務費補助金	・重度身体障害者身体障害者福祉法による障害程度1級及び2級 ・重度知的障害者（児）療育手帳A判定 ・重度精神障害者精神障害者福祉保健福祉手帳1級	(1)高齢重度障害者医療費の助成に必要な扶助費 (2)事業実施に必要な事務費		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
子ども医療費補助及び事務費補助金	9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者	1.子ども医療費の助成に必要な扶助費 2.事業実施に必要な事務費		※入院 10/10 ※通院 1/2	※通院 1/2		×	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	国保医療課	—	民生費・児童福祉費	經常特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
保険基盤安定負担金 ※内訳 県・国民健康保険 保険基盤安定負担金	市町が行う国民健康保険料 (税)軽減相当額の国民健康 保険特別会計への繰り入れ	低所得者に対する保険料(税)の 軽減相当額及び軽減対象者数に応 じた額	(軽減分) 3/4	1/4			×	・国民健康保険法第72条の3 第2項 ・第72条の4第2項及び第3項 附則第24項3項 ・国民健康保険基盤安定負担 金交付要綱	国保医療課	—	民生費・社会福祉 費	経常特定
後期高齢者医療保険基 盤安定負担金	市町が行う保険料軽減相当 額の後期高齢者医療特別会 計への繰り入れ	低所得者に対する保険料の軽減相 当額に応じた額		3/4	1/4		×	・高齢者の医療の確保に関す る法律第99条第3項 ・兵庫県後期高齢者医療保険 基盤安定負担金交付要綱	国保医療課	—	民生費・老人福祉 費	経常特定
厚生労働統計調査委託 費(旧保健・旧福祉)	国民生活基礎調査、人口動 態調査、社会福祉施設等調 査等に要する経費	基準額	10/10				△	・統計法 ・統計報告調整法等国民生活 基礎調査規則等	情報事務センター	—	総務費・統計調査 費	経常特定
社会福祉統計事務費市 町交付金	地域児童福祉事業等調査	基準額	10/10				△	健康福祉部補助金交付要綱	情報事務センター	—	総務費・統計調査 費	経常特定
保健福祉調査地方公共 団体委託費	社会保障制度企画調査	基準額	10/10				△	統計法等	情報事務センター	—	総務費・統計調査 費	臨時特定
試験研究費	社会保障・人口問題基本調 査	基準額	10/10				○	統計法等	情報事務センター	—	総務費・統計調査 費	臨時特定
公的扶助資料調査委託 費	社会保障生計調査(家計簿 調査)	基準額	10/10				○	統計法等	情報事務センター	—	総務費・統計調査 費	経常特定
災害弔慰金補助金	一定規模以上の自然災害に より死亡した遺族に対し市 町が支給する弔慰金	基準額	1/2	1/4	1/4		△	災害弔慰金の支給等に関する 法律第99条第3項	地域福祉課	—	民生費・ 災害救 助費	臨時特定
民生委員・児童委員活 動費用弁償費等補助金	民生委員・児童委員弁償費	基準額 委員1人あたり：60,200円/年額		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課・児童課	—	民生費・社会福祉 費	経常特定
	民生委員・児童委員の活動 (資質向上のための研修及 び地域の実態把握のための 社会調査等を含む)費用弁 償に要する経費	基準額 民生委員協議会会長：11千円/年額		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・児童福祉 費	経常特定
民生・児童協力委員活 動支援事業補助金	市町民生・児童協力委員の 設置に要した経費	基準額 委員1人あたり：500円/年額		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉 費	経常特定
災害援護資金償還指導 事業費補助金	阪神・淡路大震災の被災者 に対して貸し付けた災害援 護資金について市に償還指 導員を設置し、滞納者等 に対する償還指導、償還能 力の調査及び行方不明者の 所在確認等を行うことによ り貸付金の円滑な回収並び に適正な管理に努める	基準額		1/2	1/2		×	健康福祉部補助金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉 費	臨時特定
生活保護費等国庫 ※うち、(県費)負担 金	市が支弁した生活保護費等	基準額	3/4		1/4		○	・生活保護法 ・中国残留邦人等支援法 ・生活扶助費等国庫負担金 ・医療扶助費等国庫負担金及 び介護扶助費等国庫負担金交 付要綱	地域福祉課	—	民生費	経常特定
	(居住地不明分)		3/4	1/4			☆			うち、中国残留邦人へ の 生活支援給付費・ 配偶者支援金	生活保護費・民生 費・社会福祉費	
	(配偶者支援金)		4/4				○					

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
行旅病人及び行旅死亡人の取扱費用弁償金	行旅病人及び行旅死亡人取扱法により、市町が引取者のいないものに対して行った救護について一時繰り替えた経費	行旅病人等の救護または行旅死亡人の取扱に要した経費（行旅病人及び行旅死亡人取扱法第15条の規定により、市町費をもって一時繰り替支弁をしなければならない費基準額		10/10			×	行旅病人及び行旅死亡人取扱法・4行旅病人及び行旅死亡人の費用弁償等に関する規則	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
援護事務市町交付金	援護年金等、特別用慰金及び各種給付金市町取扱事務			10/10			×	健康福祉部交付金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	(1)生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者からの相談に対応するとともに自立に向けたプランの作成等を支援	生活困窮者自立支援法による	3/4		1/4		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—	各該当項目	經常特定
	(2)被保護者就労支援事業 被保護者からの相談に応じ、就労支援に関する必要な状況の提供及び助言を行う	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活保護法	地域福祉課			經常特定
	(3)生活困窮者住居確保給付金支給事業 離職により住宅を失う等の生活困窮者に対し、家賃を給付	生活困窮者自立支援法による	3/4		1/4		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(4)被保護者健康管理支援事業 福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活保護法	地域福祉課	—		經常特定
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	(1)生活困窮者就労準備支援事業一般就労に従事する準備としての基礎的能力の形成を支援	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(2)生活困窮者家計改善支援事業家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計改善に関する支援を行う	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(3)被保護者就労準備支援事業一般就労に従事する準備として、日常生活習慣改善等の支援を行う	事業実施に必要な経費	2/3		1/3		○	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	地域福祉課	—		經常特定
	(4)生活困窮者一時生活支援事業緊急に衣食住が必要な生活困窮者に対して支援	生活困窮者自立支援法による	2/3		1/3		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定
	(5)生活困窮者子どもの学習支援事業。生活に困窮する世帯の子どもや親に対し支援	生活困窮者自立支援法による	1/2		1/2		○	生活困窮者自立支援法	地域福祉課	—		經常特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（つづき）	(6) 福祉事務所未設置町村による相談事業。生活困窮者からの相談に応じ生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る	相談事業実施に必要な経費	3/4		1/4		○	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	地域福祉課	—		經常特定
地域子供の未来応援交付金	ひとり親家庭など、経済的に厳しい状況に置かれている子供たちに対する学習支援や居場所づくりなどの支援の実効性を高めるために地域の実情を踏まえて、地域ネットワークの形成を支援することを目的とする。	基準額 (1)①実態調査・分析 ②整備計画の策定 (2)①子供たちと支援を結びつける事業 ②連携体制整備事業 ③研修事業 (3)つながりの場づくり緊急支援事業 (4)新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業	1/2、 3/4、 10/10		1/2、 1/4		◇	地域子供の未来応援交付金交付要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費・児童福祉費	臨時特定
保健福祉調査地方公共団体委託費	ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）	基準額 ①企画調整委員：@17,700円/1日 調査員：@7,200円/1日 ②調査活動費：@3,490円/1日 ③調査諸費 200千円の範囲内で厚生労働省支出負担行為担当官民生主管部(局)長が必要と認める額	10/10				△	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	地域福祉課	—		臨時特定
援護関係事務委託費（中国残留邦人等支援事業分）	市で雇用している支援・相談員の人件費等	事業実施に必要な事務費	10/10				○	・援護費及び事務委託費の経理取扱要領 ・各市支援・相談員設置要綱	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	年金生活者支援給付金の支給に係る経費	厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	平成29年度年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金交付要綱	—	—	民生費・社会福祉費	經常特定
国民年金市町村事務取扱交付金	市区町村が行う国民年金に関する事務（特定障害者に対する特別障害給付金に関する事務を含む。）に必要な費用	厚生労働大臣が必要と認めた額	10/10				○	国民年金法第86条	—	—	民生費・社会福祉費	經常特定
引揚者等援護事務費委託金	支援・相談員の配置経費等		10/10				○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 ・支援・相談員の配置等に関する実施要領	地域福祉課	—	民生費・社会福祉費	經常特定
法人後見・市民後見推進事業	市民後見人養成研修及び法人後見・市民後見体制の整備・強化に要する経費への補助	基準額	2/4	1/4	1/4		▲	健康福祉部補助金交付要綱	健康増進課 (地域福祉課)	—	民生費・社会福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（1）〔社会福祉局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする支援について、県内市町の取組を包括的に支援	事業実施に必要な経費	3/4		1/4		△	令和2年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金交付要綱	地域福祉課	—	民生費	臨時特定
令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の事業費を市町あて交付する。	支給対象児童数×50千円	○				○	令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費分）交付要綱	地域福祉課	-	03 民生費 03 生活保護費	臨時特定
令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事務費	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）にかかる市町事務費を市町あて交付する。	市町事務費積算額	○				○	令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事務費分）交付要綱	地域福祉課	-	03 民生費 03 生活保護費	臨時特定
令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（事務費分）	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（事務費分）	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定しその額を交付額とする。	10/10				○	令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（事務費分））交付要綱	地域福祉課		03 民生費 03 生活保護費	臨時・特定